

中津市告示第 200 号

令和6年度 地方税法第726条第1項に規定する書類(過年度随時期3)の公示送達について

令和6年度 地方税法第726条第1項に規定する書類(過年度随時期3)を 令和8年7月17日 付で送付したが、住所・居所等の不明により返戻された。その後、調査を行ったが、所在が確認できなかったため、地方税法第20条の2の規定により公示送達する。

なお、同書類については、当市 総務部 収納課 に保管し、送達を受けるべき者からの申し出により交付する。

令和8年8月10日

中津市長 奥 塚 正 典



[illegible]

(注意) 地方税法第20条の2の規定により公示した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

中津市告示第 200 号

令和7年度 地方税法第726条第1項に規定する書類(過年度随時期1)の公示送達について

令和7年度 地方税法第726条第1項に規定する書類(過年度随時期1)を 令和8年7月10日 付で送付したが、住所・居所等の不明により返戻された。その後、調査を行ったが、所在が確認できなかったため、地方税法第20条の2の規定により公示送達する。

なお、同書類については、当市 総務部 収納課 に保管し、送達を受けるべき者からの申し出により交付する。

令和8年8月10日

中津市長 奥 塚 正 典



公 示 送 達 書

令和 8年 8月 10日

下記の書類は、当市 総務部__収納課 に保管してありますから
いつでもお受け取りください。

大分県中津市長 奥塚 正典

1 / 1

送 達 を 受 け る 者 の 氏 名	送達する書類の名称
前田 侑治	地方税法第726条第1項に規定する書類

(注意) 地方税法第20条の2の規定により公示した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

中津市告示第 200 号

令和7年度 地方税法第726条第1項に規定する書類(過年度随時期3)の公示送達について

令和7年度 地方税法第726条第1項に規定する書類(過年度随時期3)を 令和8年7月17日 付で送付したが、住所・居所等の不明により返戻された。その後、調査を行ったが、所在が確認できなかったため、地方税法第20条の2の規定により公示送達する。

なお、同書類については、当市 総務部 収納課 に保管し、送達を受けるべき者からの申し出により交付する。

令和8年8月10日

中津市長 奥 塚 正 典



公 示 送 達 書

令和 8年 8月 10日
下記の書類は、当市 総務部__収納課 に保管してありますから
いつでもお受け取りください。

大分県中津市長 奥塚 正典

1 / 1

送 達 を 受 け る 者 の 氏 名	送達する書類の名称
尾野 諒祐	地方税法第726条第1項に規定する書類

(注意) 地方税法第20条の2の規定により公示した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

中津市告示第 200 号

令和8年度 地方税法第371条第1項に規定する書類(第1期)の公示送達について

令和8年度 地方税法第371条第1項に規定する書類(第1期)を 令和8年7月17日 付で送付したが、住所・居所等の不明により返戻された。その後、調査を行ったが、所在が確認できなかったため、地方税法第20条の2の規定により公示送達する。

なお、同書類については、当市 総務部 収納課 に保管し、送達を受けるべき者からの申し出により交付する。

令和8年8月10日

中津市長 奥 塚 正 典



公 示 送 達 書

令和 8年 8月 10日

下記の書類は、当市 総務部 収納課 に保管してありますから
いつでもお受け取りください。

大分県中津市長 奥塚 正典

1 / 1

送 達 を 受 け る 者 の 氏 名	送達する書類の名称
今石 ミヨ子	地方税法第371条第1項に規定する書類
植原 アサ子	地方税法第371条第1項に規定する書類
賀来 久	地方税法第371条第1項に規定する書類
賀来 昭光	地方税法第371条第1項に規定する書類
賀来 實之助	地方税法第371条第1項に規定する書類
岩尾 ミヨ子	地方税法第371条第1項に規定する書類
緒方 正	地方税法第371条第1項に規定する書類
楠木 久彦	地方税法第371条第1項に規定する書類
楠木 久治郎	地方税法第371条第1項に規定する書類
梶原 君徳 外3名	地方税法第371条第1項に規定する書類
中原 ミツエ	地方税法第371条第1項に規定する書類

(注意) 地方税法第20条の2の規定により公示した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

中津市告示第 200 号

令和8年度 地方税法第458条第1項に規定する書類(全期)の公示送達について

令和8年度 地方税法第458条第1項に規定する書類(全期)を 令和8年7月17日 付で送付したが、住所・居所等の不明により返戻された。その後、調査を行ったが、所在が確認できなかったため、地方税法第20条の2の規定により公示送達する。

なお、同書類については、当市 総務部 収納課 に保管し、送達を受けるべき者からの申し出により交付する。

令和8年8月10日

中津市長 奥 塚 正 典



公 示 送 達 書

令和 8年 8月 10日

下記の書類は、当市 総務部__収納課
いつでもお受け取りください。

大分県中津市長 奥塚 正典

1 / 1

[illegible]

(注意) 地方税法第20条の2の規定により公示した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

中津市告示第 200 号

令和8年度 地方税法第329条第1項に規定する書類(第1期)の公示送達について

令和8年度 地方税法第329条第1項に規定する書類(第1期)を 令和8年7月17日 付で送付したが、住所・居所等の不明により返戻された。その後、調査を行ったが、所在が確認できなかったため、地方税法第20条の2の規定により公示送達する。

なお、同書類については、当市 総務部 収納課 に保管し、送達を受けるべき者からの申し出により交付する。

令和8年8月10日

中津市長 奥 塚 正 典



公 示 送 達 書

令和 8年 8月 10日

下記の書類は、当市 総務部__収納課 に保管してありますから
いつでもお受け取りください。

大分県中津市長 奥塚 正典

1 / 1

[illegible]

(注意) 地方税法第20条の2の規定により公示した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。